



編集・発行

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

大阪府羽曳野市はびきの3丁目7-1
TEL : 072-957-2121
FAX : 072-958-3291
HP : <http://www.ra.opho.jp>
E-mail : kokyucen@ra.opho.jp



病理医という仕事 ～テレビドラマ フラジャイルを見て感じたこと～

医務局長 兼 病理診断科主任部長 河原邦光

今回は少し個人的な話をさせていただきます。現在病理医である私は、30年前に医学部を卒業し、消化器外科医として医師の研修を始めました。しかし当初は、自分たちが切除した胃癌、大腸癌、食道癌、膵癌、肝癌などに対して、どのような形で医学的検索が行われ最終診断が下されるのかという点について全く知識がありませんでした。研修病院で働き始めて、病理医と接して、初めて病理医が、手術切除されたこれらの臓器から作成されたガラス標本を顕微鏡下に観察し、癌がどういったタイプの癌で、どの程度に進行しているのか等を判定し、その結果を病理診断書として主治医に報告し、治療方針が決まることや、さらに患者さんが亡くなった際には病理解剖を行い、その結果が、生前に行われた治療・主治医の診断・病理医自身が下した病理診断の妥当性の検証につながることも知りました。当時の私は、なぜかこの病理医の業務に非常に興味をもつようになり、その結果7年目半ばに外科医から病理医に転科したことには、今でも驚いています。

ちなみに、病理医という職名は、2008年に「病理診断科」という標榜科が認められて、内科や外科と同じ臨床科として認知されたものです。私が転科した1990年代前半は、病理医の仕事が十分に理解されておらず、私が外科医を辞めると聞いた医師仲間から“医者をやめるんか？”などと真顔で心配されたこともありました。実際、病理医は、患者に直接接することのない、いわば黒子的な職種です。しかし、私がそのことに特に不満も憶えず、20年以上もこの病理診断に従事することが出来たのは、自分は病理医以外の医師としては、患者さんのお役に立つことが絶対にできないと確信していたからだと考えています。ただし、その仕事の内容は、内科や外科のように一般の人にも理解しやすい内容ではないので、家族や友人がどの程度私の仕事内容を理解してくれているのかは、未だもって自信がありませんが、これは仕事の性格上仕方の無いことだとあきらめています。



ところが、昨年の夏、病理診断科の技師さんから、病理医の漫画が連載されて人気作品となり、TOKIOの長瀬智也が主演でテレビドラマ化されるということを知りました。人気漫画？テレビドラマ化？？長瀬智也？？？などには全く馴染まない業種と思い込んでいたので、大変に驚きました。

“超マイナーな我々の職種を扱わなければならないくらいテレビはネタ不足がなのか？”と思い、思わず苦笑してしまった次第です。しかしながら、実際にテレビドラマを拝見すると、この中で描かれている病理医の姿は、少し誇張された感はあるものの、一般の方にもわかりやすく描かれているようで、その点は大変嬉しく思いました。

ただし、一点だけ誤解を解いておきたいのですが、我々病理医は、ドラマの主人公である病理医岸京一郎の常套句である、“君が医者である限り僕の言葉は絶対だ”とは絶対に言いません。なぜならば、病理診断は、このテレビドラマのようにガラス標本を顕微鏡下で見るだけで患者さんのことをピタリと当てる訳にはいかないのが実際の医療の現状であるからです。よく当たる手相見のような状況というのは病理診断では現実にはありえません。そして、主人公の言う“100%の病理診断を出す”ためには、確かな主治医の臨床診断、精度の高い臨床検査、正確な放射線診断、そして的確に病変を採取するための内視鏡・術前管理・麻酔・手術・術後管理が全てきちんと実施されていることが大前提であり、その状況が揃わないと、病理医は正確な診断が出来ない点を理解していただきたいと思います。幸い、当センターの病理を取り巻く医療スタッフは最高水準の医療を提供しており、そのバックアップに支えてもらいながら、今後も“100%の病理診断”を目指して全力で取り組みたいと思っております。

〈薬局シリーズ②〉 お薬の管理～残薬について～

総括主査 岩田 浩幸

飲み忘れたり、飲み残したりして余ってしまった薬を「残薬」といいます。

厚生労働省の調査によると、「医薬品が余ったことのある」患者さんは半数以上。また、約9割の薬局が「残薬確認をすると、残薬のある患者さんがいる」と答えています。

日本薬剤師会の調査では、在宅の75歳以上の高齢者だけでも、合計で500億円近い残薬があると試算されており、国の医療費削減に関する課題のひとつとなっています。

残薬の問題は、医療費だけにとどまりません。飲み忘れによって症状が改善されず治療に支障がでたり、飲み残しを医師に伝えずに再度診察を受けた結果、薬の量が増えてしまい、思わぬ副作用がおこる場合もあります。薬をのみ忘れたり、のみ残したりしたときは、次回の診察時にきちんと医師に申告しましょう。医師に言いにくいときは、薬剤師に相談しましょう。薬剤師は調剤の際に、患者さんに残薬の確認をすることになっています。処方せんを出した医師に連絡して残薬の分だけお薬の日数を減らすといった対応をしてくれます。

なお、どうしても飲み忘れてしまうときや、飲みにくいときなども、そのことを医師や薬剤師に相談してみましょう。可能であれば、1日に飲む回数を減らしたり、のみやすい形状の薬に変更することを検討して頂けます。

薬の服用中、副作用と思われる症状が出た場合にも、自己判断で服用を止めたりせず、すぐに医師や薬剤師に相談するようにしましょう。



◆◆◆3月の教室案内◆◆◆

◆カンガルー教室	3月2・9・16・24日	午後1時30分～	第1会議室
◆禁煙教室	3月3日	午後3時30分～	医療情報コーナー
◆アトピーカレッジ	3月4・11・18・25日	午前10時～11時（都合により変更あり）	第2会議室
◆乳幼児アトピー教室	3月4・11・18・25日	午後2時～3時（都合により変更あり）	第2会議室
※3月4日の乳幼児アトピー教室は 第1会議室になります			